

小豆地域雇用対策協定書

土庄町、小豆島町（以下「両町」という。）及び香川労働局（以下「労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両町と労働局が、相互に連携して雇用対策に関する施策等を総合的、効果的かつ一体的に実施、展開することを目的とする。

（事業内容等）

第2条 両町及び労働局は、前条に定める目的を達成するために、具体的な取組の内容を「小豆地域雇用対策協定に基づく事業計画」に定めるものとする。

（要請等）

第3条 両町及び労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 両町及び労働局は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（運営協議会の設置）

第4条 両町及び労働局は、この協定に基づく事業を計画し実施するため、小豆地域雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。

2 運営協議会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催することとし、事業計画の運営を協議し、実施状況等を審議するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、両町及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、両町及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、その締結を証するため、協定書を3通作成し、土庄町長、小豆島町長及び香川労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

土 庄 町 長

小 豆 島 町 長

香川労働局長
